

1 昭和38年5月20日 月曜日 鳥取県公報 (号外)第57号 (第3種郵便物認可)

00877

毎週火、金曜日発行(但休日に当ると
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可)

(57)

鳥取県公報

鳥取県企業管理規程第八号

鳥取県営企業財務規程

目 次

- 第一章 総 則 (第一条 - 第五条)
第二章 帳簿組織及び勘定体形 (第六条 - 第十三条)
第三章 金銭会計

- 第一節 通則 (第十四条 - 第十五条)
第二節 収入 (第十六条 - 第十七条)

- 第三節 支出 (第十八条 - 第二十六条)

- 第四節 振替 (第二十七条)

- 第五節 預金利息 (第二十八条)
第六節 預り金及び預り有価証券 (第二十九条 - 第三十条)

- 第七節 出納事務取扱店 (第三十一条 - 第三十四条)
第八節 指定金融機関 (第三十五条 - 第三十七条)

- 第四章 物品会計

- 第一節 通則 (第三十八条 - 第三十九条)

- 第二節 物品需給計画及び実施 (第四十条 - 第四十一

鳥取県営企業財務規程をここに公布する。

昭和三十八年五月二十日

鳥取県知事 石破二朗

昭和38年5月20日 月曜日 鳥取県公報 (号外) 第57号

条) (第四十二条—第四十四条)

第四節 保管 (第四十五条・第四十六条)

第五節 たな卸 (第四十七条・第四十八条)

第六節 通則 (第四十九条・第五十条)

第七節 取得 (第五十一条・第五十二条)

第八節 保存整理 (第五十三条・第五十六条)

第九節 不要固定資産 (第五十七条)

第十節 減価償却 (第五十八条)

第十一節 予算 (第五十九条—第六十一条)

第十二節 決算 (第六十二条—第六十四条)

第十三節 契約 (第六十五条)

第十四節 雜則 (第六十六条・第六十七条)

附 則

第一章 総 則

(目的)

第一条 この企業管理規程は、地方公営企業法施行規則(昭和二十七年総理府令第七十三号)第一条の規定に基づき、鳥取県営電気事業、鳥取県営工業用水道事業及び鳥取県営埋立事業

(以下「企業」という。)の財務に關し必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第二条 企業の業務に係る出納その他の会計事務を

つかさどらせるため、鳥取県企業局(以下「局」という。)に企業出納員(以下「出納員」という。)を置く。

第三条 企業の業務に係る出納その他の会計事務を

つかさどらせるため、鳥取県企業局(以下「局」という。)に企業出納員(以下「出納員」という。)を置く。

2 出納員は、総務課長及び企業局長(以下「局

長」という。)の指名した総務課課長補佐をもつてこれに充てる。

3. 総務課長である出納員に事故があるとき、又は欠けたときは課長補佐である出納員がその職務を代理する。

(出納事務取扱店)

第四条 知事は、金銭の出納事務を取り扱わせるため、出納事務取扱店(以下「取扱店」という。)を置く。

(出納事務の審査)

第五条 知事は、必要があると認めるときは、取扱店の事務の取扱状況について、資料の提出を求めるとともにその状況の検査をすることができる。

第二章 帳簿組織及び勘定体系
(勘定科目)

第六条 会計経理は、すべての取引を別表第一に定める各事業別勘定科目に仕訳整理して行なう

は、証拠書類により取引が正当で計算が正確であることを確認するとともに予算の有無及び法令その他諸規則に適合するかどうかを検査しなければならない。

2 伝票の種類は、次の各号に掲げるとおりとするものとする。

1. 収入伝票
2. 支出伝票
3. 振替伝票

(伝票の発行)

第八条 出納員は、伝票を発行しようとするとき

2 伝票には、前項の証拠書類を添付しなければならない。ただし、特別の理由があるときは、これらの書類の写をもってかえることができる。

3 一件の証拠書類で伝票が二種以上にわたる場合は、いずれか一つの伝票にこれを添付し、他の伝票にはその所在を附記するものとする。

(仕訳日計表の作成)

第九条 出納員は、伝票に基づき、仕訳日計表(以下「日計表」という。)を作成するものとする。

(帳簿の設置)

第十一条 局には、次の各号に掲げる帳簿を備え、取引を記録整理しなければならない。

- 一 総勘定元帳
- 二 現金出納簿
- 三 預金出納簿
- 四 諸勘定内訳簿

五 固定資産原簿
六 減価償却引当金整理簿
七 備品台帳

八 有価証券整理簿

九 企業債及び借入金原簿
十 貯蔵品出納簿
十一 諸基金整理簿
十二 前渡金及び概算金整理簿
十三 契約原簿
十四 工事台帳
十五 収入予算整理簿
十六 支出予算整理簿
十七 前各号のほか必要な帳簿

第十二条 総務課及び事業所には、次の各号に掲げる帳簿を備え、所管物件の保管及び受払の整理をしなければならない。

- 一 固定資産保管簿
- 二 備品保管簿

(金銭の範囲)
第十四条 この章において「金銭」とは、現金、預金、小切手、郵便為替証書及び金銭にかわるべき証書をいう。

2 前項の金銭にかわるべき証書以外の有価証券は、金銭に準じて取り扱うものとする。

(金銭及び有価証券の保管)

第十五条 出納員は、すべての金銭及び有価証券を地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号。以下「法」という。)第二十七条第二

項の規定により指定された金融機関(以下「指定金融機関」という。)に預け入れ、又は保護預けして保管しなければならない。

(第二節 収入)

(収入調定及び納期)

第十六条 知事は、収入の理由が生じたときは、収入回議書により調定し、出納員に通知しなければならない。

2 出納員は、前項の通知を受けたときは、すみ

(2 総勘定元帳の整理)

第十三条 出納員は、伝票及び証拠書類を種類別に区分し、日計表とともに日付順に編集整理しなければならない。

(第三章 金銭会計)

(第一節 通則)

(第3種郵便
物認可)

やかに納額告知書又は納付書を発行しなければならない。

3 前項の納額告知書に指定する納期は、特別の場合を除き発行の日から十五日以内としなければならない。

(収納決済)

第十七条 収納の決済時は、納額告知書又は納付書によつて取扱店が領收証を交付したときとする。

2 出納員は、取扱店から収入伝票を受けてたときは、収入伝票を発行し、第三十一条第二項

の規定による収納日計表と照合しなければならない。

(支出の手続)

第十八条 支出は、債権者の請求書により行なうものとする。

2 給与、具償元利金その他支払義務の確定した

(支払証)
第十九条 支払は、すべて支払証により行なうものとする。

2 支払証の保管、発行は、出納員が行なう。
3 出納員は、支払証を発行したときは、そのつ

度案内支払通知を取扱店に送付しなければならない。

もので債権者の請求書を徴する必要がないと認められるものについては、支出調書により行なうものとする。

4 知事は前三項の規定による請求を受けたときは、支出回議書を作成し、出納員に送付するも合して支出調書を調製することができる。

(号外)第57号

昭和38年5月20日 月曜日 鳥取県公報 (号外)第57号

(第3種郵便
物認可)

7 昭和38年5月20日 月曜日 鳥取県公報 (号外)第57号

4 債権者が支払証を亡失又はき損した場合は、当該資金について取扱店の支払未了を証した支

払証亡失き損届に出納員の支払証発行済の旨を記載したものを持って第一項の支払証にかえるものとする。

第二十条 出納員は債権者に支払証を交付するときは、領收書を徴しなければならない。

2 前項の領收書の領收印は、請求書に押印したものと同一のものでなければならぬ。ただし、紛失その他やむを得ない理由によつて改印を申し出たときは、印鑑を証すべき書類を徴しなければならない。

(送金払)

第二十一条 出納員は、債権者に送金支払をしようとするときは第十九条による支払証を発行し、更に送金依頼書を作成して取扱店をして送金させるものとする。

(資金前渡)

第二十二条 次の各号に掲げる経費は、資金前渡することができる。

一 謝礼金、慰問金、表彰費、見舞金、弔祭料その他これらに類する経費

二 即時支払をしなければ購入又は借入をし難い経費

三 遠隔の地又は交通不便の地域において直接支払を必要とする経費

四 職員に支給する給与その他の人夫賃

(概算払)
第二十三条 次の各号に掲げる経費は、概算払をすることができる。

一 旅費

二 官公署に対しても支払う経費

三 負担金及び交付金

四 非常災害のため即時支払を必要とする経

費

(前金払)

第二十四条 次の各号に掲げる経費は、前金払をするこ

とができる。

一 前金払をしなければ契約し難い請負、購

入又は借入に要する経費

二 買収又は使用のため移転を必要とする土

地、建物及びその他の物件の移転料及び補

償費

(資金前渡等の精算)

第二十五条 資金の前渡を受けた者は、当該用件が終了

したときは、すみやかに証拠書類を添付し

て、資金前渡精算書を知事に提出しなければ

ならない。

2 前項の場合、残金があるときは、知事は納付書を発行し、当該資金前渡を受けた者をして返納させるものとする。

3 前二条の規定による支払の精算は、前二項の規定を準用する。

(支払の確認)

第二十六条 出納員は、第三十二条の規定により取扱店

から支払日計表の送付を受けたときは、支出

伝票と照合し、その日の支払額を確認しなければならない。

第四節 振替

(科目振替)

第二十七条 知事は、勘定科目振替の理由が生じたとき

は、科目振替回議書を作成して出納員に送付するものとする。

2 出納員は、前項の回議書を受けたときは、振替伝票を発行して整理するものとする。

3 出納員は、次の各号の一に該当するときは、

第一項の規定にかかわらず、振替伝票を発行して未収又は未払及び正当科目へ振替整理しなければならない。

一 第十六条の規定による収入回議書を受け、調定と同時に現金を収入しないとき

(第3種郵便
物認可)

00885

昭和38年5月20日 月曜日 鳥取県公報 (号外) 第57号

00884
(第3種郵便
物認可) 8

- 二 支払請求書、検査調書、検査済調書等に
より債務が確定し、即時代金を支払わない
とき。
- 三 第二十五条第一項に規定する資金前渡精
算書の提出を受けたとき。

第五節 預金利息

(預金利息の受入)

第二十八条 預金の利息は、指定金融機関の発行する預
金利息計算書により、そのつ度受け入れるも
のとする。

第六節 預り金及び預り有価証券

(預り金の整理)

第二十九条 預り金は、第六条の規定による勘定科目の
区分に従い、収入及び支出の例により整理す

るものとする。

第三十条 出納員は、有価証券を預かるときは、これ
と引換えに納入者に対し、預り証を交付しな
(預り有価証券の受入還付)

第三十一条 取扱店は、知事が発行した納額告知書又は
納付書により収納事務を行なわなければなら
ない。

2 取扱店は、納入金の振り込みを受けたとき
は、納入者に領収書を交付するとともに出納事
務終了後すみやかに納入済通知書及び収納日計
表を出納員に提出しなければならない。

(支払事務)

第三十二条 取扱店は、出納員が発行した支払証により
支払事務を行なわなければならない。

2 取扱店は、前項の支払証により支払の請求を
受けたときは、債権者をして当該支払証に記名

押印させ、これと引換えに現金を支払い、出納

事務終了後すみやかに支払日計表を出納員に提出しなければならない。

3 取扱店は、第一項の支払証が次の各号の一に該当するときは、支払を停止し、直ちに出納員に通知してその指示を求めるなければならない。

一 所定の様式と異なるとき。

二 出納員の氏名又は印鑑があらかじめ届出を受けたものと異なるとき。

三 支払期日を経過しているとき。

四 損傷又は汚染のため識別できないとき。

五 改ざん等の形跡が認められるとき。

六 その他不正の疑いがあるとき。

(送金事務)

第三十三条 取扱店は、第二十一条の規定による送金依頼書を受けたときは、送金小切手その他の方法により債権者に支払をし、出納事務終了後すみやかに送金済通知書を出納員に提出しな

(預金現在高証書)

第三十七条 指定金融機関は、毎月末日現在における預金現在高証書を翌月五日までに出納員に提出しなければならない。

第三十五条 指定金融機関は、第十五条の規定による金銭及び有価証券の保管を行なうものとする。

(預金利息)

第三十六条 指定金融機関は、預金利息を計算したときは、すみやかに預金利息計算書を作成し、出納員に提出しなければならない。

(取扱事務)

第三十四条 取扱店の出納事務取扱時間は、その金融機関の例による。ただし、特別の理由があるときはこの限りでない。

関の例による。ただし、特別の理由があるとついては、指名した職員に検収させることが

00887

11 昭和38年5月20日 月曜日 鳥取県公報 (号外) 第57号 (第3種郵便物認可)

00886

昭和38年5月20日 月曜日 鳥取県公報 (号外) 第57号 (第3種郵便物認可) 10

第四章 物品会計

第一節 通 則

(物品の範囲)

第三十八条 この章において「物品」とは、次の各号に

掲げるものをいう。

一 備品(設備の附属として資産に整理されるものを除き、一年以上の耐用年数を有する金額一万円以上のもの)

二 貯蔵品(貯蔵の状態において取り扱うもの)

三 消耗品(貯蔵の状態にしないで、一時に消耗するもの及び準備品)

四 工事用品(特定工事に使用するもの)

五 原材料

六 郵便切手類

(物品取扱員)

第三十九条 総務課及び事業所に、物品取扱員(以下「取扱員」という。)を置き、局長が命ずる。

(検)

収)

第四十一条 知事は、出納員をして、調達した物品を検収させるものとする。ただし、特別なものについては、指名した職員に検収せることが

(第3種郵便)

12

00888

(第3種郵便)

12

第三節 出 納

(貯蔵品)

できる。

第四十二条 物品は、すべて倉入貯蔵しなければならない。ただし、固定資産勘定に整理されるもの及び購入、又は製作後直ちに使用するものについてはこの限りでない。

2. 出納員は、物品を取得したときは、倉入伝票により次の各号に掲げる取得価格をもつて貯蔵品出納簿に受入記帳しなければならない。

一 購入品は、購入価格に購入に要した引取費用及び検査手数料を加えた額。ただし、引取費用が不確定なときは、これを加えな

・ いことができる。
二 製作品は、製作に要した材料費に、これに関する一切の各費用を加えた額。

三 その他については、適正な見積による額。

3. 出納員は、物品を倉出したときは、倉出伝票

により貯蔵品出納簿に払出記帳をしなければならない。

4. 物品払出単価は、先入先出法によるものとする。ただし、特別なものについては、月総平均単価によることができる。

(不用品の報告及び返納)

第四十三条 建設改良、修繕工事等による残材又は除却物件が生じたときは、物品取扱員は、所属用途を廃止したときは、物品取扱員は、所属長を経てそのつ度、当該物件の品質、形状及び数量並びに再使用の可否を記載した報告書を出納員に提出するとともに当該物品を返納しなければならない。

2. 貯蔵品でその用途に適しなくなつたものがあるときは、出納員は、そのつ度前項の規定の例により報告書を知事に提出しなければならない。

(処 分)

第四十四条 出納員は、前項の規定による報告を受け、

これを処分しようとするときは、その理由、方法、予定価格等を具して知事の承認を受ければならない。ただし、売却してもその価格が売却に要する費用に達しないもの又は売却不適当と認められるものは、廃棄するものとする。

2. 前項に規定する処分の方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 再用又は再生
- 二 庫入
- 三 売却

(保管)

第四節 保 管

第四十五条 貯蔵品は、倉庫又は施錠のできる場所に貯置して整理し、出納員はその保管の責に任ずるものとする。ただし、特に必要がある場合は、知事の許可を得て、その保管を取扱員に委任することができる。

(亡失又はき損)

13 昭和38年5月20日 月曜日 鳥取県公報 (号外) 第57号 (物認可)

00889

(第3種郵便)

12

昭和38年5月20日 月曜日 鳥取県公報 (号外) 第57号 (物認可)

第四十六条 物品を亡失又はき損しにときは、取扱員は直ちに亡失き損届及びてんまつ書を所属長を経て出納員に提出しなければならない。

2. 出納員は、前項の亡失き損届及びてんまつ書を受けたときは、直ちにその事実を調査し、意見を附して知事に報告しなければならない。

3. 知事は、前項の報告を受けたときは、これを審査し、結果を直ちに出納員に通知するものとする。

(第五節 た な 卸)

(たな卸の時期及び立会)

第四十七条 出納員は、貯蔵品について毎月末及び事業年度の期末に現場たな卸を行なわなければならぬ。

2. 知事は、前項のたな卸にあたっては、貯蔵品の出納及び保管に關係のない職員をしてこれに立ち合わせるものとする。

(たな卸明細表及びたな卸過不足明細表)

00890

昭和38年5月20日 月曜日 鳥取県公報(号外)第57号

第四十八条 出納員は、前条のたな卸の結果に基づきた

な御明細表を作成し貯蔵品出納簿その他の記

録と照合確認し知事に報告しなければならな

い。

2 出納員は、前項によるたな卸の結果過不足を
生じたときは、たな卸過不足明細表及び意見書
を作成し知事の承認を得て貯蔵品出納簿の修正
を行なわなければならない。

2 出納員は、前項によるたな卸の結果過不足を
生じたときは、たな卸過不足明細表及び意見書
を作成し知事の承認を得て貯蔵品出納簿の修正
を行なわなければならない。

第五章 固定資産会計

第一節 通則

(固定資産の範囲)

第四十九条 この章において「固定資産」とは、別表第一に定める固定資産をいう。ただし、耐用年数一年未満で取得価格が一万円未満のもの（建物、構築物及び機械装置の構成部分として附属するものを除く。）は、固定資産に含まないものとする。

(資産単位物品)

(取得の価額)

第五十一条 固定資産の取得価額は、次の各号によるものとする。

- 1 購入によるものは、購入価額に附帯費を加えた額。
- 2 工事又は製作によって、新設若しくは増設したものは、直接費と間接費の合計額。
- 3 資産単位物品を附加したときは、附加前の額から撤去部分の額を除いた残額に、附加に要した費用を加算した額。

第五十条 電気事業固定資産に附加(取替のために

する場合を含み)新設及び増設の場合を除く。)し、又は当該資産から除却した場合に

資本的支出として処理すべき一定単位の物品(以下「資産単位物品」という。)は別表第二の通りとする。ただし、必要に応じこれを追加し、又は変更することができる。

第二節 取得

四 前各号以外にあっては、適正な見積による額

(建設工事)

第五十二条 固定資産の新設、拡張、改良若しくは撤去工事(以下「工事」という。)でその実施期間が長期にわたる場合は、建設仮勘定をもつて整理しなければならない。

2 前項の工事が完了したときの精算は、次の各号によるものとする。

- 1 工事を要した経費から附帯収益を控除する。
- 2 工事に要した経費に間接費の配賦額を加算する。

(第三節 保存整理)

第五十三条 総務課及び事業所に、固定資産取扱責任者(以下「取扱責任者」という。)を置き、局長がこれを命ずる。

(維持保管)

第五十四条 取扱責任者は、その所管に係る固定資産の維持保管の事務をつかさどるものとする。

(固定資産の移動)

第五十五条 固定資産の滅失、き損、売却、廃棄及び除外の手続については第四十六条の規定を準用する。

2 出納員は、前項の調査表を受け固定資産を移動したときは、直ちに知事に報告しなければならない。

(処分)

第五十六条 知事は、出納員をして事業年度毎に二回以上、固定資産の実態について固定資産原簿及

第五十七条 固定資産の滅失、き損、売却、廃棄及び除外の手続については第四十六条の規定を準用する。

(実施照合)

第五十八条 知事は、出納員をして事業年度毎に二回以上、固定資産の実態について固定資産原簿及

15 昭和38年5月20日 月曜日 鳥取県公報(号外)第57号

(第3種郵便
物認可)

00891

び固定資産保管簿と照合し、確認させるものとする。

決を経なければ流用できない経費については、この限りでない。

第四節 不要固定資産

(不要固定資産の処分)

第五十七条 固定資産が不要となつたとき、又はこれを撤去し、若しくは取りこわしたときに生じた物件の処分については、第四十四条の規定を準用する。

第五節 減価償却

(減価償却)

第五十八条 債却資産の減価償却は、すべて定額法によつて事業年度の期末に行なうものとする。

第六章 予 算

(執行計画)

第五十九条 知事は、予算及び事業実施計画に基づき予算執行計画を定めなければならない。

(予算の流用)

第六十条 知事は、予算の執行に当たり事業の運営上必要がある場合、目以下の科目については、予

00892
(第3種郵便物認可) 16

17 昭和38年5月20日 月曜日 鳥取県公報 (号外) 第57号 (第3種郵便物認可)

00893

算流用することができる。ただし、議会の議決を経なければ流用できない経費については、この限りでない。

(予備費の充用)

第六十二条 出納員は、事業年度の期末決算のため次の各号の手続きにより、振替伝票を発行して修正記入をしなければならない。

- 一 たな卸資産の期末たな卸
- 二 固定資産の減価償却
- 三 繰延勘定の債却
- 四 受取債権の貸倒債却
- 五 損益勘定の期末整理

(勘定の締切)

第六十三条 出納員は、前条の規定による修正記入が修

00892
(第3種郵便物認可) 16

昭和38年5月20日 月曜日 鳥取県公報 (号外) 第57号 (第3種郵便物認可)

了したときは、各勘定の締切を行なわなければならない。

(決算資料)

第六十四条 出納員は、前条の規定による各勘定の締切を行なつたときは、決算に必要な資料を作成し、五月二十日までに知事に提出しなければならない。

第八章 契 約

(契約)

第六十五条 企業に関する売買、貸借、請負その他の契約を結ぶ場合において、建設業法(昭和二十四年法律第二百零四号)第二条第一項に規定する建設工事及び工事に要する材料その他の物件の供給についての契約は、鳥取県契約条例(昭和二十九年四月鳥取県条例第十一号)鳥取県

和三十二年七月鳥取県条例第二十二号)鳥取県建設工事執行規則(昭和二十八年一月鳥取

県規則第三号)に定めるもののほか、鳥取県会計規則(昭和二十八年六月鳥取県規則第十九号)の例による。

第九章 雜 則

(書類等の様式)

第六十六条 この企業管理規程による帳簿、伝票、その他書類の様式は、次の各号に掲げるところによるものとし、各号に掲げてないものは局長が別に定めるものとする。

(名 称)

(様式番号)

- | | |
|----------|-------|
| 一 収入伝票 | 第一号様式 |
| 二 支出伝票 | 第二号様式 |
| 三 振替伝票 | 第三号様式 |
| 四 仕訳日計表 | 第四号様式 |
| 五 総勘定元帳 | 第五号様式 |
| 六 現金出納簿 | 第六号様式 |
| 七 預金出納簿 | 第七号様式 |
| 八 諸勘定内訳簿 | |

(第八号様式)

昭和38年5月20日 月曜日 鳥取県公報 (号外) 第57号 (第3種郵便)

19	昭和38年5月20日 月曜日 鳥取県公報 (号外) 第57号 (第3種郵便)	(物認可)
(準用規定)		
(施行期日)		
1 この企業管理規程は昭和三十八年五月二十日から施行する。		
2 この企業管理規程施行前、鳥取県営電気事業財務規程		

昭和38年5月20日 月曜日 鳥取県公報 (号外) 第57号 (第3種郵便)

18

九 収入予算整理簿	第九号様式	二十四 消耗品受払簿	第二十四号様式
十 支出予算整理簿	第十号様式	二十五 納額告知書	第二十五号様式
十一 固定資産原簿(土地、建物、構築物)	第十一号様式	二十六 納付書	第二十六号様式
機械装置、工具、器具備品		二十七 支払証	第二十七号様式
十二 備品台帳	第十二号様式	二十八 送金依頼書	第二十八号様式
十三 有価証券整理簿	第十三号様式	二十九 有価証券預り証	第二十九号様式
十四 企業債及び借入金原簿	第十四号様式	三十 支払日計表	第三十号様式
十五 消耗品出納簿	第十五号様式	三十一 収納日計表	第三十一号様式
十六 廉蔵品出納簿	第十六号様式	三十二 預金現在高証書	第三十二号様式
十七 預り金整理簿	第十七号様式	三十三 振替(倉入)伝票	第三十三号様式
十八 諸基金整理簿	第十八号様式	三十四 振替(倉出)伝票	第三十四号様式
十九 前渡金及び概算金整理簿	第十九号様式	三十五 たな卸明細表	第三十五号様式
二十 契約原簿	第二十号様式	三十六 固定資産異動報告書	第三十六号様式
二十一 工事台帳	第二十一号様式	三十七 固定資産除却報告書	第三十七号様式
二十二 固定資産保管簿	第二十二号様式	三十八 債却資産調査	第三十八号様式
二十三 備品保管簿	第二十三号様式	三十九 固定資産増減総括表	

四十 固定資産明細表	第三十九号様式
四十一 固定資産除却表	第四十号様式
四十二 固定資産増加表	第四十一号様式
四十三 減価償却明細表	第四十二号様式
四十四 予算見積書	第四十三号様式
四十五 試算表	第四十四号様式
	第四十五号様式

程(昭和三十二年九月鳥取県営電気事業管理規程第六号)の規定によりなされた指定金融機関への資金の預託、納額告知、支払証の発行その他の処分又は手続は、それぞれこの企業管理規程の相当規定に基づいてなされた処分又は手続とみなす。

(準用規定)

第六十七条 この企業管理規程に定めるもののほか、会計その他財務に関する事務手続に関しては、

鳥取県会計規則その他の財務関係の規則の例によるものとする。

(附則)

(経過規程)

別表第一 烏取県営電気事業勘定科目

(第3種郵便
物認可) 20

資産の部

(1) 固定資産

00896

科 目	款	項	目	節	備 備	考
固定資産 I (電気事業固定資産)	水力発電設備	(何) 発電所	土地			「水力発電設備」から「業務設備」までの各科目には電気事業の用に供する固定資産を整理する。

昭和38年5月20日 月曜日 鳥取県公報 (号外) 第57号

00897

21 昭和38年5月20日 月曜日 鳥取県公報 (号外) 第57号 (物認可) (第3種郵便
物認可)

建物	建物の取得に関して要した工事費 (基礎工事費及び附属施設工事費を含む) 人夫賃、消耗品費、登録税、周旋料等をいう。
鉄筋コンクリート造	鉄骨、鉄筋コンクリート造を含む。
木造	鉄骨造、石造、ブロック造及び土蔵造を含む。
(構築物) 水路	木骨モルタル造を含む。

基礎工事費、運搬費、据付費、消耗品費、その他の諸係費を含む。
えん堤貯水池、又は調整池に属するものを除く。

えん堤	水口路	水槽	沈水放水路
水	水砂	水管路	水管路
水	水放		

23 昭和38年5月20日 月曜日 鳥取県公報 (号外)第57号 (第3種郵便
物認可)

備 品	工 具 及び 備品 車輛及び船舶	諸 装 置	基 機	工 事
備	諸 装 置	電信電灯電力装置 運 材 装 置	基礎工事費、運搬費、据付費、消耗品費、その他の諸経費を含む。 機械装置のため特に施設した基礎をいう。ただし建物の基礎と区分しがたいものは「建物」に整理する。	水路の建設に伴う道路付替費用等で本目の他の節に該当しないものない う。

昭和38年5月20日 月曜日 鳥取県公報 (号外)第57号 (第3種郵便
物認可) 22

機 械 装 置	水	堤 事	堤 事	(構築物) 貯 水 池 (又は調整池)
諸 機 械 装 置	水	機 械 器	電 力 器	電 力 器
屋 外 鉄 構	水	車	車	車
諸 機 械 装 置	水	機 械 器	電 力 器	電 力 器
所内用発電機を含む。	所内用発電機を含む。	所内用変圧器を含む。	所内用変圧器を含む。	所内用変圧器を含む。
母線ケーブル及び所内用配電盤開閉装置を含む。	母線ケーブル及び所内用配電盤開閉装置を含む。	所内用変圧器を含む。	所内用変圧器を含む。	所内用変圧器を含む。
「水路」に整理されるものを除く。 「水路」の同節に準ずる。	「水路」に整理されるものを除く。 「水路」の同節に準ずる。	「水路」に整理されるものを除く。 「水路」の同節に準ずる。	「水路」に整理されるものを除く。 「水路」の同節に準ずる。	「水路」に整理されるものを除く。 「水路」の同節に準ずる。

25 昭和38年5月20日 月曜日 鳥取県公報 (号外)第57号 (物認可)

昭和38年5月20日 月曜日 鳥取県公報 (号外)第57号 (物認可) 24

架空電線路	地物	建築物	構築物	送電設備	(何)送電線路	(共有○○)	普通償却引当金 (貸方)	特別償却引当金 (貸方)
電気事業会計規則の同目で準じて整 理する。	「水力発電設備」の同目で準ずる。 「水力発電設備」の同目及び節に準 ずる。	上記は、何れか主たる送電線路に含め て整理する。	上記は節又は細節として貸方に計 上する。	(共有者持分額) (貸方)	「水力発電設備」を他と共有する場 合は、又は節に冠して該当する目、又 は節の次に整理するものとし、共有 持分額は節又は細節として貸方に計 上する。	(貸方)	(貸方)	(貸方)

無形固定資産 税 費	種類別に節で整理する。
建設監督費	建設のため必要とした測量及び監督費
仮設設備費	仮設設備に要した費用、その他「水力 発電設備」に関する諸経費で2つ以 上の目に開陳してそれぞれに区分し がたいものをいう。
測量監督費	工事中の災害指及び消耗材料の車入差 額各自に整理するのが妥当でない補 償等を含む。
仮設設備費	建設仮勘定から振替られたときの 総経費を各節に区分して備忘記録し ておくものとする。
建設中利子 建設分担関連費 維持費	建設監督費
減価償却引当金 (貸方)	減価償却引当金 (貸方)

00903

27 昭和38年5月20日 月曜日 鳥取県公報 (号外)第57号 (第3種郵便
物認可)

00902

昭和38年5月20日 月曜日 烏取県公報(号外)第57号 (第3種郵便) 物認可 26

29 昭和38年5月20日 月曜日 鳥取県公報 (号外)第57号 (第3種郵便物認可)

昭和38年5月20日 月曜日 鳥取県公報(号外)第57号 (第3種郵便)
物認可 28

(固定資産勘定)				
建設仮勘定	建設準備勘定	除却仮勘定	工事件名別に整理する。	「電気事業固定資産」の目及び節に準じて整理する。
(向)	(向)	(向)	他点別または工事別に整理する。	「建設仮勘定」に準じて整理する。
(2) 投資及び基金				
科 目	款	項	目	節 備 考
投資及び基金	投資有価証券			長期投資の目的をもって所有する有価証券（証券取引法（昭和23年法律第25号）第2条の規定による有価証券並びに払込金領收証及び申込金領

00907

00906

該当しないものをいう。預金及び返還される権利金等で契約期間1ヶ年を超えるものを含む。

(何)

(3) 流動資産

科 目	款	項	目	節	備 考
流動資産	現金預金	現金	預金	預金	支払の確実な小切手、郵便為替証書、官庁支払通知書等で割引なくして現金に引換え得るものと含む。 契約期間が1ヶ年を超えるものを除く、預金種別で預け先別に整理する。
			(向)預金	(向)銀行	

特定資金	(何)特定資金	資金	使途を限定された現金及び預金をい る。		
未収金	(何)預金	金	使途別に区分し、預金種別で預け先 別に整理する。		
営業未収金	(何)銀行	料金	「営業収益」の各科目に係る未収金を いいう。		
営業外未収金	電力	料益	財務収益「附帯事業収益」及び「事 業外収益」の各科目に係る未収金を いいう。		
	受取配当金	利息			
	受取利息	益			
	受取基金额	収益			
	その他営業外収		「附帯事業収益」及び「事業外収益 」に係るものをいいう。		

00908

昭和38年5月20日 月曜日 鳥取県公報 (号外)第57号 (第3種郵便)
3200909
(第3種郵便)
57号 (物認可)

33 昭和38年5月20日 月曜日 鳥取県公報 (号外)第57号 (物認可)

その他未収金	諸売却代口
有価証券	一時の投資の目的をもって所有する市場性のある有価証券をいう。
式債	株式(向)
貯蔵品	一般貯蔵品
短期貸付金	大容量の発電機、変圧器等で用途の特定されたものをいう。
短期貸付金	契約期間の1ヶ年以内の貸付金をいう。
一般短期貸付金	類別に節を区分して整理する。
他会計貸付金	
前払費用	前払費用
職員貸付金	当期以前に支払った費用で次期以降に属するものをいう。
前払費用	前払費用
賃借料	賃借料
未経過保険料	未経過保険料
未支払利息	未支払利息
その他前払費用	その他前払費用
物品代品	物品代品
旅館代金	旅館代金
雑品代金	雑品代金
前渡資金	前渡資金
概算前金	概算前金
前払金	前払金
負担前金	負担前金
請款	請款

00910

(第3種郵便
物認可) 34

昭和38年5月20日 月曜日 鳥取県公報 (号外) 第57号

その他流動資産

(同)

流動資産のうち上記各科目に該当しないものをいう。
返還される確約金等で契約期間内
年以内のものを含む。

(4) 延滞勘定

科 目	款	項	目	節	備 考
延滞勘定					一定の契約に従い継続的に債務の提供を受ける場合、未だ提供されていない債務に対して支払われた対価のうち当期の費用に属さないもの（流动資産たる前払費用を除く。）をいう。
前払費用					企業債発行差金

35 昭和38年5月20日 月曜日 鳥取県公報 (号外) 第57号 (第3種郵便
物認可)

00911

開発費	企業債発行差金	融機関、証券会社の取扱手数料及び申込書、目論見書債券の印刷料並びに広告費等)をいう。
退職給与金	新技術の採用、経営組織の改善に要した費用及び生産能率の向上、生産計画の変更等により有形固定資産の配置換を行なった場合の費用等で、その効果が次事業年度以降に及ぶものという。	
試験研究費	臨時多額の退職給与金をいう。	
災害損失	新技術発見のため行なう試験研究のための費用という。 災害による資産の巨額の損失をいう。	

負 債 の 部

(5) 固定負債

00912

(第3種郵便
物認可)

36

昭和38年5月20日 月曜日 鳥取県公報 (号外) 第57号

(第3種郵便
物認可)(第3種郵便
物認可)

科 目	款	項	目	節	備	考
固 定 負 債	企 業 債					建設改良以外に充てることを目的とする契約期間1ヶ年を超える借入金をいう。
一般長期借入金						建設改良及び投資以外の目的のために他会計から繰入れたもので、契約期間1ヶ年を超えるものをいう。
他会計借入金						上記の各科目に該当しないものない
その他固定負債						う。返還される権利金等で、契約期間1ヶ年を超えるものをいう。
他会計借入金	(向) 会計借入 金					

00913

(第3種郵便
物認可)

37 昭和38年5月20日 月曜日 鳥取県公報 (号外) 第57号

科 目	款	項	目	節	備	考
流動負債						
一時借入金						契約期間が1ヶ年以内の借入金をい
未 払 金	(向)	貯蔵品代 建設改良請負代 建設改良物品代 建設改良諸口 雜				う。 資本的支出の未払金をいう。
未 払 費 用	(向)	請負代 物 品 代				建設改良工事に伴う請負代で未払のもの をいう。

昭和38年5月20日 月曜日 鳥取県公報 (号外) 第57号

種別、支払期別に整理する。

他から預った現金等に係る債務をい

う。

39 昭和38年5月20日 月曜日 鳥取県公報 (号外) 第57号 (第3種郵便物認可)

預り金	(向)	給料手取料 支払期別	種別、支払期別に整理する。
源泉徴収税 社会保険料 社庫納金 国庫支給等恩給納付金 雜保証金 その他預り金	(向)	源泉徴収税 社会保険料 社庫納金 国庫支給等恩給納付金 雜保証金 その他預り金	他から預った現金等に係る債務をい
前受金	(向)	前受金	う。
営業前受金	(向)	営業前受金	他から前受した金及び次期以降に對する収益をい
営業外前受金	(向)	「営業収益」の各科目に係る前受収益をい	う。
		「財務収益」「附帯事業収益」「事業外収益」の各科目に係る前受収益	
その他の流動負債	その他の流動負債	その他の前受金	をいう。
引当金	(7) 引当金	引当金	流動負債のうち上記の各科目に該当しないものをい
資本金	(8) 資本金	資本の部	
資本金	科 目	款 項	目 節 備考
資本金	引 当 金	退職給与引当金 修繕準備引当金	

00917

41 昭和38年5月20日 月曜日 鳥取県公報(号外)第57号 (第3種郵便物認可)

00916

昭和38年5月20日 月曜日 鳥取県公報(号外)第57号 (第3種郵便物認可) 40

		企業債		節で借入先別に整理する。 同上	
(9) 剰余金		他会計借入金			
科 目	款	項	目	節	備考
剰余金	資本剰余金	再評価積立金 受贈財産評価額 寄附金 その他資本剰余金	減債積立金 利益積立金 (同) 積立金 当年度未処分利益 当年度未処理欠損金(借方)	資本金えの繰り返し額 欠損ゼンヒキ額 (借方)	
	繰越利益剰余金 (繰越欠損金年 度未残高 (借方))	前年度未処分利 益剰余金 前年度利益剰余 金処分額 (借方) (前年度欠損金 処理額)	減債積立金等の種目別に整理する。		
	繰越利益剰余金 増加高 (繰越欠損金減 少高)	固定資産売却益及過年度の損益修正 でその額が1件10万円以上、1項目 50万円以上のものを整理する。			
	繰越利益剰余金 減少高(借方) (繰越欠損金增 加高)	固定資産売却損、臨時的な損失及び 過年度の損益修正でその額が1件10 万円以上、1項目50万円以上のもの を整理する。			
	当年度純利益 (借方)				

(4) 収 益 の 部

42

00918

(第3種郵便物認可)

昭和38年5月20日 月曜日 鳥取県公報 (号外) 第57号

収 益 の 部

42

(4) 収 益 の 部

42

(第3種郵便物認可)

昭和38年5月20日 月曜日 鳥取県公報 (号外) 第57号

昭和38年5月20日 月曜日 鳥取県公報 (号外) 第57号

収 益 の 部					
款	項	目	節	細	備 考
電気事業収益	営業収益	電力料	電業維収益	供給維収益 その他営業維収益	「電力料」に該当しない収益で電気事業の運営に伴って通常発生するものをいう。 電気の供給に直接関係のある維収益をいう。 公会使用料、造林収益、その他電気の供給に直接に關係のない維収益をいう。
財務収益	受取配当金	有価証券利息 貸付金利息 預金利息 利 息	受取利息		
(4) 費 用 の 部					
費	用	の	部		
款	項	目	節	細	備 考
電気事業費用					

費 用 の 部					
款	項	目	節	細	備 考
附帯事業収益	基金収益	減債基金収益 その他特定基金収益			
事業外収益	雜収益				
	固定資産売却益				
	有価証券売却益 事業外固定資産管理収益				「附帯事業費用」に対応する収益をいう。事業毎に目節細節を設けて整理する。
	不用品売却益				「營業収益」「財務収益」及び「附帯事業収益」の各科目に該当しない収益をいう。
	その他雜収益				
(4) 費 用 の 部					
費	用	の	部		
款	項	目	節	細	備 考
電気事業費用					

00919

43 昭和38年5月20日 月曜日 鳥取県公報 (号外) 第57号 (物認可)

00921

00920

營業費用	(同)水力発電費
給手料	定数内職員の本俸額 定数内職員の手当額
管理職手当	
初任給調整手当	
扶養手当	
通勤手当	
特殊勤務手当	
寒冷地手当	
時間外勤務手当	
休日、夜間、勤務手当を含む。	
期未手当	
勤勉手当	
給料手当(賃方)	
法定福利費	
職員共済組合費	共済組合負担金をいう。
労災保険料	労災保険法の規定によって事業主が負担する 保険料

營業費用	(同)水力発電費
給手料	定数内職員の本俸額 定数内職員の手当額
管理職手当	
初任給調整手当	
扶養手当	
通勤手当	
特殊勤務手当	
寒冷地手当	
時間外勤務手当	
休日、夜間、勤務手当を含む。	
期未手当	
勤勉手当	
給料手当(賃方)	
法定福利費	
職員共済組合費	共済組合負担金をいう。
労災保険料	労災保険法の規定によって事業主が負担する 保険料

厚生福利費	労災補償費
保健費	労働基準法により事業者が補償すべきことが 定められている災害について労災保険法によ る給付がない場合において事業主が補償する ために要した金額
健康診断費	定期健康診断費をいう。雇入の際に行なう健 康診断経費は一般管理費の「雜費」に整理す る。
厚生施設費	診療所費、生活福利費、その他安全衛生に關 する費用
文化体育費	保養所等、厚生施設関係の費用 職員の文化の向上、教養のため及び体位向上 のために要する費用
職員厚生補助金	職員厚生のための諸行事に対する補助金をい う。
賃金	定数内職員以外の者に対する給与及び、これ に準ずるものをいう。
潤滑油脂費	機械の潤滑油脂に関する費用をいう。ただし 変圧器油及び、開閉器油は「修繕費」に組

00922

(第3種郵便)
物認可 46

昭和38年5月20日 月曜日 鳥取県公報 (号外) 第57号

消耗品費
建物修繕費

船、自動車等に使用する油類、灯火、暖房用油類は、「消耗品費」にそれぞれ整理する。
被服費、什器用具類、事務用品費、光熱水費、図書印刷費、燃料費等をいう。消耗品の修繕費を含む。

「水力発電設備」の「建物」に関するものをいう。事業者が自己の工事材料、消耗品等の物品を使用した場合及び、請負業者への支給材料並びに修繕工事を請負わせた業者に支払った請負代額及び事業者が修繕工事のために支出した賃金、補償費、雜費等を整理する。「水力発電設備」の「構築物」に関するものをいう。

「水力発電設備」の「機械装置」に関するものをいう。

「水力発電設備」の「土地」「水源かん養林」「諸装置」及び「備品」に関するものをいう。

修繕準備引当金

修繕費

機械装置修繕費

構築物修繕費

建物修繕費

消耗品費

00923

47 昭和38年5月20日 月曜日 鳥取県公報 (号外) 第57号 (第3種郵便)

借地借家料	借地借家料	損害保険料	損害保険料	通信運送料	通信運送料	旅寄会分摊	旅寄会分摊
定期的又は臨時の補賃料及び賃費をいう。これらに関連する受入保険金は賃方に計上する。ただし建設工事、又は修繕工事に係るものは当該建設費、又は修繕費に整理する。 水力発電のために他の者の資産を使用した場合の使用料、賃料等をいう。	「国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律」に基づき所在市町村に交付する交付金をいう。 郵便通話料、運賃代をいう。	委託費、交際費、食糧費、広告費、雜費等をいう。					

00925

49 昭和38年5月20日 月曜日 鳥取県公報 (号外) 第57号 (第3種郵便物認可)

00924

昭和38年5月20日 月曜日 鳥取県公報(号外)第57号 (第3種郵便)
物認可 48

損 耗 費	減価償却費	固定資産除却費	普通特別除 却	通借 却	借 却	評価損等をいう。
構築物修繕費	消耗品費	共有設備費分担額	除却に て直接要した賃金、消耗品費、諸 費用を含む。	損 費	却	他の筋に該当しないものをいう。例え ば棚卸
建物修繕費	金 費	共有設備費分担額 (貢方)	共有の相手方の支払った分担金をい う。	借 却	却	う。
機器修繕費	賃 費	(向)送電費	共有の相手方から受入れた分担金をい う。	借 却	却	「水力発電費」の同筋及び細筋に準ずる。以 下同じ。

00927

51 昭和38年5月20日 月曜日 鳥取県公報 (号外)第57号 (第3種郵便物認可)

「業務設備」の「土地」及び「備品」に関するものないう。	職員の養成に関するものをいう。	委託技術研究費用その他研究のために要する費用をいう。	料借地借家	借地借家	借地借家	料費	費用
「業務設備」の「土地」及び「備品」に関するものないう。	職員の養成に関するものをいう。	委託技術研究費用その他研究のために要する費用をいう。	料借地借家	借地借家	借地借家	料費	費用
「業務設備」の「土地」及び「備品」に関するものないう。	職員の養成に関するものをいう。	委託技術研究費用その他研究のために要する費用をいう。	料借地借家	借地借家	借地借家	料費	費用
「業務設備」の「土地」及び「備品」に関するものないう。	職員の養成に関するものをいう。	委託技術研究費用その他研究のために要する費用をいう。	料借地借家	借地借家	借地借家	料費	費用

00926

昭和38年5月20日 月曜日 鳥取県公報 (号外) 第57号 (第3種郵便物認可) 50

機械費 固定資産除却費	料 金	引 用	支 当	実 現	支 当	給 付
構築物修繕費	費 金	額 額	額 額	額 額	額 額	額 額
機械装置費	建 物 修 繕 費	生 活 福 利 費	厚 生 福 利 費	法定 福 利 費	退 職 給 与	手 給 料 (賃 方)
	機械費 固定資産除却費	料 金	引 用	支 当	給 付	一般管理費

00928

(第3種郵便
物認可)

52

昭和38年5月20日 月曜日 鳥取県公報 (号外) 第57号

00929
(第3種郵便
物認可)

昭和38年5月20日 月曜日 鳥取県公報 (号外) 第57号

科 目	款 項	目 節	備 考
(1) 固定資産			
固 定 資 產			

減価償却費	固定資産除却費	普通償却のみをいう。
建設分担賃料	建設分担賃料	電気事業会計規則第36条の規定によって固定
振替額(貸方)	振替額(貸方)	資産勘定に配付された金額のうち建設に間接
附帯事業費分担 関連費振替額 (貸方)	附帯事業費分担 関連費振替額 (貸方)	に間接して要したものという。
財務費用	支払利息	
企業債利息	一般長期借入金利息	
他会計借入金利息	一時借入金利息	
建設中利子振替額 (貸方)	建設中利子振替額 (貸方)	
企業債発行差金 償却費	企業債発行差金 償却費	電気事業会計規則第8条の規定によって固定資産勘定へ振替えられた金額をいう。

00931

55 昭和38年5月20日 月曜日 鳥取県公報 (号外)第57号 (第3種郵便物認可)

00930

昭和38年5月20日 月曜日 鳥取県公報 (号外)第57号 (第3種郵便物認可) 54

有形固定資産	
土地	事務所用地
建物	施設、設用地
その他の土地	その他の土地
建物減価償却引当金	事務所用建物
構築物減価償却引当金	施設用建物
機械及び装置	公舎合宿用建物
原水及び海水設備	その他建物
配水設備	その他の構築物
その他機械装置	
電気設備	
内燃設備	
ポンプ	
水	
備蓄器	
機械及び装置減価償却引当金	
車両運搬具	
車両運搬具減価償却引当金	
工具、器具及び備品	
工具、器具及び備品減価償却引当金	
建設仮勘定	
その他有形固定資産	
その他有形固定資産	
その資産減価償却引当金	
無形固定資産	

施設に附属する事務所の用地を含む。

「固定資産」の項目及び目に準じて整理する。

有形固定資産	
土地	事務所用地
建物	施設、設用地
その他の土地	その他の土地
建物減価償却引当金	事務所用建物
構築物減価償却引当金	施設用建物
機械及び装置	公舎合宿用建物
原水及び海水設備	その他建物
配水設備	その他の構築物
その他機械装置	
電気設備	
内燃設備	
ポンプ	
水	
備蓄器	
機械及び装置減価償却引当金	
車両運搬具	
車両運搬具減価償却引当金	
工具、器具及び備品	
工具、器具及び備品減価償却引当金	
建設仮勘定	
その他有形固定資産	
その他有形固定資産	
その資産減価償却引当金	

00933

57 昭和38年5月20日 月曜日 鳥取県公報 (号外)第57号 (第3種郵便物認可)

00932

昭和38年5月20日 月曜日 鳥取県公報 (号外) 第57号 (第3種郵便物認可) 56

水 借 地	利 地 上 許 施	特 設 利 用 入 権	投 資
權 権 権 権	權 権 権 権	資	
投資有価証券	投資有価証券	資	
金 金	金 金	出	
一般貸付金	一般貸付金	長期貸付	
他会計貸付金	他会計貸付金	地	
職員貸付金	職員貸付金	上	
基 本	基 本	許	
その他の投資	その他の投資	施	
		設	
		話	
		加	
		入	
前 払 費 用	前 扒 費 用	権	
一般短期貸付金	一般短期貸付金	利	
他会計貸付金	他会計貸付金	地	
職員貸付金	職員貸付金	上	
		許	
		施	
		設	
		話	
		加	
		入	
		権	

00935

59 昭和38年5月20日 月曜日 鳥取県公報(号外)第57号 (第3種郵便物認可)

59 昭和38年5月20日 月曜日 鳥取県公報(号外)第57号

00934

昭和38年5月20日 月曜日 鳥取県公報(号外)第57号 (第3種郵便) 物認可 58

奇) 58

(3) 侏羅紀

00937

00936

昭和38年5月20日

昭和38年5月20日

(第3種郵便物認可) 60

科 目	款	項	目	節	備 考	未 払 費 用	そ の 他 未 払 金
資 本 金	自 己 資 本 金	固 有 資 本 金				當 業 前 受 金	當 業 前 受 金
	借 入 資 本 金	編 入 資 本 金				營 業 外 前 受 金	營 業 外 前 受 金
		組 入 資 本 金				そ の 他 前 受 金	そ の 他 前 受 金
		企 業 債 金					
		他 会 計 債 金					

科 目	款	項	目	節	備 考
剩 余 金	資 本 剩 余 金	受 贈 財 產 評 価 額			
		附 金			
		寄 その 金			
利 益 剩 余 金	減 債 積 立 金	其 他 資 本 剩 余 金			
	利 益 積 立 金				
	そ の 他 積 立 金				
	当 年 度 未 处 分 利 益 剩 余 金				
(当 年 度 未 处 分 利 益 剩 余 金)	(当 年 度 未 处 分 利 益 剩 余 金)				
	(欠 額)				
	継 越 利 益 剩 余 金				
	年 度 未 残 高				
	(継 越 不 搬 金 年 度 未 残 高)				
	当 年 度 純 利 益				

00939

63 昭和38年5月20日 月曜日 鳥取県公報 (号外)第57号 (第3種郵便物認可)

00933

(第3種郵便物認可) 62

收 益 の 部				(当年度純損失)
科 目	款 項	目	節	備 考
収 益	工業用水道事業 収益	營業収益 給水収益 受託工事収益 その他の営業収益	材料売却収益 手数料収益 維持費	

昭和38年5月20日 月曜日 鳥取県公報 (号外)第57号 (第3種郵便物認可)

科 目	款 項	目	節	備 考
収 益	工業用水道事業 収益	營業収益 給水収益 受託工事収益 その他の営業収益	材料売却収益 手数料収益 維持費	
營業外収益	受取利息及び配当金			

(8) 収 益

費 用 の 部

考

科 目	款 項	目	節	備 考
費 用	工业用水道事業 費用	營業費用		

(9) 費 用

費 用 の 部

考

科 目	款 項	目	節	備 考
費 用	工业用水道事業 費用	營業費用		

科 目	款 項	目	節	備 考
費 用	工业用水道事業 費用	營業費用		

水源涵養及び原水の取扱に係る設備の維持及び作業に要する費用。

00941

65 昭和38年5月20日 月曜日 鳥取県公報 (号外)第57号 (第3種郵便物認可)

This image shows a blank, aged, cream-colored page. The paper has a slightly textured appearance with some minor scanning artifacts, such as small dark specks and slight variations in tone. There are two thin, horizontal black lines running across the page, one near the top and one near the bottom. The rest of the page is empty and white.

00940

昭和38年5月20日 月曜日 烏取県公報(号外)第57号 (第3種郵便物認可) 64

This image shows a blank, aged, cream-colored page with three horizontal black lines forming a grid. The top line is solid, while the middle and bottom lines are dashed. The paper has a slightly textured appearance with some minor discoloration or foxing.

00943

67 昭和38年5月20日 月曜日 鳥取県公報 (号外)第57号 (第3種郵便
物認可)

鳥取県営埋立事業勘定科目 資産の部					不用品売却原価 その他維支出
(1) 固定資産					
科 目	款	項	目	節	備 考
固定 資 産	有形固定資産	土地 建 物	事務所用地 施設用建物	埋立事業を行なうために必要な自己 の所有地	

號 (第3種郵便)
物 認 可

昭和38年5月20日 月曜日 鳥取県公報(号外)第57号 (第3種郵便)
物認可 66

資産減耗費	固定資産除却費 たな卸資産減耗費
その他営業費用	
材料売却原価	
營業外費用	
支払利息及び企 業債取扱諸費	
企業債利息	
一時借入金利息	
企業債手数料及 び取扱費	
繰延勘定債却	
企業債発行差金 債却	
開発費債却	
退職給与金債却	
試験研究債却	
維持支出	

00945

00941

69 昭和38年5月20日 月曜日 鳥取県公報 (号外)第57号 (第3種郵便物認可)

昭和38年5月20日 月曜日 烏取県公報 (号外)第57号 (第3種郵便物認可) 68

71 昭和38年5月20日 月曜日 鳥取県公報 (号外)第57号 (第3種郵便) 物認可

00947

昭和38年5月20日 月曜日 鳥取県公報 (号外)第57号 (第3種郵便) 物認可 70

00946

造 成 土 地 有 儲 証 券 貯 品 金	(何) 地 区
短 期 貸 付 金 一 般 短 期 貸 付 金	
他 会 計 貸 付 金 職 員 貸 付 金	
前 払 金 前 扒 費 用	
未 経 過 保 险 料 そ の 他 前 扒 費 用	
そ の 他 流 動 資 産	

(3) 檢 延 勘 定

科 目	款	項	目	節	備	考
檢 延 勘 定	前 扒 費 用	前				

企業債発行差金
開 発 費
退職給与金
試 験 研 究 費
災 害 損 失

負 債 の 部

(4) 固 定 负 債

科 目	款	項	目	節	備	考
固 定 负 債						
企 業 債 借 入 金 企 他 会 計 借 入 金 引 当 金	退職給与引当金 退職給与引当金					建設改良及び投資にあてるために發行する以外のもの。

そ の 他 固 定 负 債

そ の 他 固 定 负 債						

73 昭和38年5月20日 月曜日 鳥取県公報 (号外)第57号 (第3種郵便物認可)

00949

昭和38年5月20日 月曜日 鳥取県公報 (号外)第57号 (第3種郵便物認可) 72

00948

(5) 流動負債

科 目	款	項	目	節	備 考
流動負債					
一時借入金					
未 払 金					
未 払 費 用 金					
未 前 金					
その他の流動負債					

営業前受金
営業外前受金
その他前受金

(6) 資本金

資本の部

科 目	款	項	目	節	備	考
資 本 金	自己資本金	固有資本金				
		繰入資本金				
		組入資本金				
		借入資金				
		企業入				

(8) 剰余金

科 目	款	項	目	節	備	考
剰余金	資本剰余金	受贈財産評価額				